

# 中近世移行期における土豪の機能とその変化—軍事・外交機能の消失と村役負担の観点から—

|       |                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | <p>言語: jpn</p> <p>出版者:</p> <p>公開日: 2022-03-22</p> <p>キーワード (Ja):</p> <p>キーワード (En):</p> <p>作成者: 長谷川, 裕子, Hasegawa, Yasuko</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属:</p> |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10098/00028951">http://hdl.handle.net/10098/00028951</a>                                                                  |

特集・転換の時代を生きる人びと―「土豪」・「名望家」たちの果たした役割から―

## 〈第五〇回東京歴史科学研究会大会委員会企画〉

# 中近世移行期における土豪の機能とその変化 ―軍事・外交機能の消失と村役負担の観点から―

長谷川 裕 子

### はじめに

東京歴史科学研究会第五〇回大会の全体テーマ「転換の時代を生きる人びと」において、本稿に与えられた課題は、中世から近世にかけて政治権力の変化に村社会がどのように対応したのか、また村社会の構造が一七世紀後半以降どのように変化していったか、という問題について、「土豪」の視点から明らかにすることである。本大会テーマのキーワードの一つ、「転換の時代」である中近世移行期に関する研究の流れは、大きく三つの動向に整理できる。

第一の流れは、安良城盛昭氏の提唱した太閤検地論にはじまる中近世断絶論である。豊臣政権期の太閤検地・兵農分離政策による「土豪」的存在の否定によって、近世社会において小農自立が実現するとした議論であり、現在、最も支持を得ている仮説といえる。中世史研究の議論では、大名領国制論・小領主論・地主論・「侍」身分論などが第一の流れに分類できよう。第二の流れは、戦国から江戸初期までを一つの時代とし、戦争や慢性的飢饉状況の

克服過程と位置づける議論である。一九八〇年代半ばに提唱された村落論を中心に、飢饉論・戦国大名機能論・土豪論など、基本的には中世史のなかで進められてきた流れである。第三の流れは、豊臣政権の政策の主眼である小農自立が実質的に実現する時期を寛永および寛文・延宝期に求め、この時期を幕藩体制成立期と位置づける議論である。太閤検地・兵農分離政策による諸改革は、すぐには効果を上げないが、初期幕藩制改革を経て徐々に政策発令当初の目的が実現されていくと捉える議論で、幕藩国家論をはじめとして、近世村落論・江戸幕府検地論・質地地主論など、主に近世史において研究が進められている。

中近世移行期研究における三つの流れのうち、第二と第三の流れは、第一の流れに対する批判および再検討の過程で提起されてきた。両者は共通する部分も多い反面、決定的に相容れない部分がある。それが、中世と近世を「断絶」と捉えるか否か、である。そして、この課題を解明する上で鍵となるのが「土豪」と「村請」である。これらに対する評価の違いが、断絶論・連続論の根底に存在しているといえる。具体的には、近世村落の確立を、土豪の存在否定および村落上層（年寄）・小百姓の村政参加の実現にみる

見解と、慢性的飢饉状況において、小百姓の生存に不可欠な土豪の存在を中核とした自立的村落の現実の継続とみる見解とは、同じ「村請」という言葉で表現されていても、特に「土豪」の位置づけをめぐって大きな隔たりがあるのである。

したがって、「転換の時代」である中近世移行期の実像を捉えるためには、本大会テーマのもう一つのキーワードである「土豪」の存在についての検討が不可欠となる。中世史における土豪研究は、現在、中世の村運営に関しては、村の政治・経済を担う存在が中世村落のなかに誕生したことを解明した「庄屋」論として、また土豪の土地所有に関しては、中世後期から近世にかけて継続して行われていた土地売得が、小百姓に対する土豪の経済的機能を果たしていたとする融通論として進められている。さらに、土豪の被官化問題に関しては、村の政治活動に必要な外部との連絡機能と捉え、近世における被官化の解消は村側の論理との矛盾がもたらしたものの位置づけがなされている。これらの研究は、主に村落論の観点から、権力による土豪の存在否定論によらない中近世移行期論を展開するため、「変化」の側面も村の主体性から解き明かそうとした試みであったといえる。政治権力の「転換の時代」のなかで、「変わらないもの」を見据えた上で「変わっていくもの」を捉えるためには、土豪の存在の近世的展開について、特に「平和」の継続という社会状況をふまえて追究する研究視角が必要となるであろう。

そこで本稿では、以下の三つの課題を提示したい。一点目は、戦争から「平和」へという社会構造の変化のなかでもたらされた土豪の機能変化、特に軍事や外交機能の変遷と、土豪の意識変化について具体的に提示することである。そして二点目は、中近世移行期の村社会において顕著となる土豪と百姓との軌轢を検討することにより、「土豪—百姓」関係および村社会内部の変化につ

いて追究することである。最後に三点目として、中近世移行期という過渡期を経て変遷を遂げた戦国期的な「土豪—百姓」関係が、元禄期以降の村内身分として定着していく過程を見通すことである。そして、以上の検討を通じて、兵農分離論や村方騒動論、小農自立論など、中近世移行期に関する諸議論の問題点を再確認したいと考えている。

なお本稿では、戦国期から元禄期までを中近世移行期と措定している。この時期は、戦国期的な状況と、新たにもたらされる近世的な状況が混在するなかで、それらが緩やかに融合し転換していく時期であり、その背景には戦争から「平和」への移行が大きく作用していると考えている。そして元禄期以降は、融合・転換の結果として、近世史研究において想定されているような近世的社会が成立してくる時期と捉えている。

## 一 土豪の戦争参加と村役負担

### 1 村役負担の違いとその系譜

本稿では、「村と直接関係を持ち、村の生存を支える活動を行っていた人びと」を総称して「土豪」と称している。したがって、土豪のなかには在村給人（領主）や商人をも想定している。一方で土豪は、横断的階層として「侍」身分を形成していたとされるが、より詳細にいえば以下のように整理できる。まず土豪は、村のなかで武力を担当した「侍」身分になる者と、商人など「侍」身分にならない者に分けられ、さらに「侍」身分になる者のうち、地域権力に被官化して在村給人や在郷被官となる者と、村への動員に応じて参戦するが日常的には被官化していない者に分けられる。このように、土豪のうち村のなかで武力を担当する者は明確に区別されていた。この点をふまえた上で、中近世移行期の村の

なかで、土豪が置かれた位置についてみていきたい。

近世の村内部では、たびたび「侍分」と「百姓方」の「出入」が発生し、その度に役負担の面における土豪の特権が確認されている。具体的には、「草津・石部へ夫役二参候儀、侍分御免」や「村方人夫・家役之儀ハ往古由緒も有之、先規より相勤不申候」とあるように、「侍分」である土豪には領主賦課役としての夫役などが免除されていた。土豪に対する夫役の免除は、管見の限り慶長期から元禄期まで確認でき、しかもそれは幕藩権力や近隣村からも承認されていた。そして、こうした土豪の特権が認められていた背景には、村が果たすべき軍役負担や、村落間相論および訴訟における外交費用負担などを土豪が担っていたためである。例えば近江国小田原村では、大坂の陣に参陣したことにより、「村中人足役・あるき役」が免除されていたことが、三名の土豪によって主張されている。村の百姓たちを代表して武力を担当すること、そして経済的負担を負うことが、一般の百姓とは異なる彼らの役割であり、それが土豪のレゾンドートルとなっていた。しかも、村から軍役を務める奉公人を差し出すことで村への公事が免除されることもあり、そうした「百姓助」の行動が土豪の役免除を認め、「くぼよりやくかかり申候とも、百姓中としてあいたて可申」といわせる正当性となっていたことは間違いないであろう。村の百姓としても、彼らのような存在がいなくなってしまうと困るのである。

では、戦国期土豪の果たした軍役とは何か。そもそも土豪は、地域防衛を目的とした軍事行動のなかで、軍事担当者としての「侍」身分の役割分担を背景に、権力の戦争に参加していた。しかし、一五世紀内乱の展開にともなって、土豪の戦争参加は村の地域防衛や村の戦争以外にも拡大していく。室町期においては、村のパイプ役として土豪の被官化が展開し、その被官関係を通じた

軍事動員が土豪を戦場へ送り出していたが、戦国期になると、地域的危機をきっかけとして、被官化していない「侍」身分も戦国大名の戦場に徴発されるようになる。

例えば、武蔵国多摩郡三沢郷の三沢十騎衆の事例では、「各無足二候、共、被走廻三付」とあるように、北条氏と被官関係にない三沢十騎衆が、支城領主北条氏照の軍勢に「無足」で参戦し、その結果給分が与えられて被官として召し抱えられている。ここでの給分は、おそらくは三沢郷で彼らが負担していた年貢上納分の免除であったと推測されるが、こうした地域的危機は、まさに被官化拡大の契機であり、戦国大名領国下で広範に展開したと考えられる。ちなみに、近世において村から奉公人を差し出すことで公事が免除されたという状況は、戦国期における「侍」身分の被官化の展開によって生み出された構造であり、実際に戦国期においても領主から村への公事（夫役）が免除されていた事例が確認できる。

しかし、「侍」身分の被官化は、彼らの武士化・領主化を意味するものではなかった。「地侍ハ軍役之勳計ニて常之無奉公」とあるように、基本的には在郷しながら危機的状況に際して権力の動員に応じるという形態であった。近江国甲賀郡の土豪も、「故郷離関東罷下候事難儀」と述べているように、被官化を通じて地域離脱しようという考えは、土豪側にはあまりなかったといつてよい。非常時に参戦するという軍役負担のあり方が「侍」身分の本質であり、それによって領主から村への公事が免除される場合があったがために、彼らに対する特権が村のなかで承認されていたと捉えられよう。

## 2 土豪の軍役の終焉とその後の展開

では、戦国期的な体制はいつまで続くのか。列島の統一を実現

した豊臣政権は、惣無事令・喧嘩停止令・刀狩令・海賊停止令などを施行することで、国内および列島沿岸のすべての戦場を閉鎖し、列島「平和」を実現していく。武力発動の凍結を目指した「平和令」の展開によって、土豪の軍役が動員される場面は相対的に減少していくとともに、足軽や下級武家奉公人については浪人停止令などによって規制がかけられていく。そうしたなかで、土豪の被官化も徐々に解消される方向に向かうが、被官化の解除は必ずしも統一政権の成立が画期となったわけではない。伊豆国君沢郡長浜村の大川氏が、居住する地域周辺の領域「平和」が実現された段階で在郷被官をやめ、百姓身分となったように、被官化の解除は戦国大名領国下でも進展しうるものであった。したがって、領域「平和」の実現が、徐々に被官化の必要性を失わせることになったと考えた方が妥当であろう。

とはいえ、完全に土豪の動員がなくなったわけでもなかった。戦国大名同士の戦争は禁止されるが、統一権力が行う戦争の可能性はいまだ孕まれており、村への動員要請に応じる土豪の役割は、近世初期まで潜在的に存在していたといえる。具体的には、「かゝ陣・大つく陣・かた田陣・若狭陣・やながせ陣・ひだ陣・小田原陣・をわり陣・かう来陣・大坂其外方々越前より相立申候御陣」一度もばづれ不申、所々にて討ち死に仕候共、三人つ、御奉公相つとめ申候<sup>二</sup>付て、御陣無之候而も御扶持人<sup>三</sup>相定り罷有候<sup>四</sup>と、越前国大野郡赤谷村惣中が述べているように、加賀一向一揆との合戦など、戦国大名朝倉氏による動員と同様に、豊臣政権による小田原攻めや朝鮮出兵、さらには江戸幕府による大坂の陣に、赤谷村から三人の「侍」身分が参陣していたことが確認できる。こうした軍役は、「何茂於島原被入御精、残所も無之御働之段<sup>五</sup>」と記されていることからすれば、最終的には島原の乱まで継承されていたといえる。そして、土豪の軍役が存在する限り、それは彼らの役

割として村のなかで認識され、特権を維持させる正当性となりえていた。

しかし一方で、土豪の軍役負担の実績の多くは、近世では由緒のなかで語られていることもまた事実である。由緒として主張せざるをえない状況は、戦国期に比べ彼らの軍役負担が形骸化しつつあったこと、そしてそれが村内部における土豪と百姓との役と身分の対応にゆらぎをもたらししていたことを示している。だが、土豪と百姓との役割分担をめぐる対立は、江戸時代初期のみに特徴的な状況ではない。南北朝期においても、「殿原」は軍役、「百姓」は人夫役を負担していたが、南北朝内乱が終結し、応永期に一時的な「平和」が訪れると殿原と百姓のあいだで役負担の違いが問題化したという。この時、殿原と百姓との対立が、後述するような江戸初期における土豪・百姓間の対立のように大きな騒動に至らなかったのは、その後すぐに一五世紀内乱が勃発したからである。戦争が起こり、軍役が必要となることにより、役と身分の対応はある意味「正常化」するのである。役と身分の対応のゆらぎが村内で深刻な問題と化した大きな理由は、近世社会が他の時代より「平和」が長期化した時代であったためといえよう。

したがって、土豪が特権身分を維持するためには、必然的に村を代表して軍役を務めているという実績が必要となってくる。近世において、土豪が他国の武家に奉公する現象がみられる理由は、この点に潜んでいるのではないだろうか。土豪が、在地に居住しつつ居村を治める大名以外のところへ仕官するという状況は、戦国期、大名領国下にはありえないことである。少なくとも、土豪の他国仕官が広く見受けられるのは、軍役負担を主要な機能としていた戦国期的状況を土豪が必要としていたからと考えられることもできよう。いずれにせよ土豪は、「平和」が長期間維持されるといって、前近代のなかでも特異な状況であった近世社会のなかで、他

国仕官の是非を含めた意識変革や、役と身分との対応の近世的転換を必然的に迫られていくようになるのである。

## 二 村役をめぐる土豪・百姓の対立

### 1 村内における土豪・百姓の軋轢

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦を境に、基本的に国内の戦場は閉鎖されていき、慶長二〇年（一六一五）の大坂夏の陣で列島「平和」が実現する。それと時を同じくして、土豪に対する突き上げが、村の一般百姓によって開始される。その時の百姓側の要求は、「侍衆も百姓なミ同前二役銭をさせ可申」とあるように、土豪の特権を剥奪し、「村々之人足役・あるき役」といった百姓が務める夫役を土豪にも負担させようとするものであった。こうした要求の背景には、軍役の負担をしない土豪に対する百姓たちの不満が存在したと推測されるが、それに対して土豪側は結託して百姓の主張を「新儀」・「新法」として退け、それらの役を務めない根拠を彼らのこれまでの出陣記録に求めている。そうした土豪・百姓間の対立の深刻化が、近世初期に多くの由緒が作られる背景となっていた。そこで本節では、土豪・百姓間の対立の構図と具体的内容について、伊豆国君沢郡長浜村の大川氏を事例に検証していく。

大川氏は、戦国大名北条氏の在郷被官であつた大川大屋家を中心に、その隠居家と大屋家から大川名字を与えられた大上家・北方家の四家から構成され、長浜村のなかでは「四人之年寄」として村を主導するとともに、「津本」として長浜村の生業である立網漁を主導し、網子である一般百姓を牽引していた。その長浜村で相論が発生したのは慶安二年（一六四九）のことである。百姓側から提出された訴状で主張されてた事柄は、①順番に名主を務めて

いた「村々四人之年寄」が慶安一年に名主を百姓に押し付けたため、仕方なく名主を百姓方で務めていること、②領主に納入する「浜塩鯛」を年寄四人は務めず「百姓費」罷成迷惑<sup>③</sup>しているのので、「浜塩鯛」を年寄四人も務めるべきこと、③年寄四人が名主を務めないならば、百姓方ばかりで支払っている「名主給」を年寄四人も「百姓なみ」に務めるべきこと、この三点である。百姓側の主張の要点は、百姓だけが支払い、年寄四人には免除されていた「浜塩鯛」と「名主給」の負担という役の不均衡であつた。

これに対して、年寄四人からの反論はその二日後に提出されている。①に関しては、名主は百姓方が「我等中間にて名主可致候間、其方頼不申候と申、名主うはい取」つたのだと主張し、②に関しては、そもそも年寄四人が「浜塩鯛」を務めないのは今俄に始まつたことではないと反論している。そして、彼らが「浜塩鯛」を負担しない根拠として、「御公儀様万事御用等」および「郷中」自然六ヶ敷など御座候時<sup>④</sup>には「四人之者罷出」でて解決していたこと、また訴訟となれば三島町などに出向いて逗留し、雑用なども務めてきたが、その費用は決して「郷中へ代物沓銭もかけ不申」に年寄四人が負担してきたことがあげられている。さらに③に関しては、年寄四人は以前から「名主給」無限万事之小役<sup>⑤</sup>を負担してこなかったと主張し、その理由を、年寄四人が立物漁を操業し、長浜村が納入すべき「海役」を「立物少も無御座候年も定納<sup>⑥</sup>指上」<sup>⑦</sup>げていたことに求めている。このように年寄四人側は、百姓側が求める「浜塩鯛」と「名主給」を負担しない正当性として、領主御用と村の訴訟費用負担、および立物漁の収穫で納入していた長浜村の御役の立替を担っていたこと、すなわち百姓とは異なる役を務めてきたことを主張しているのである。

近江国においても、「侍」身分は相論・訴訟に関わる諸費用を負担し、百姓は公役とその諸費用を負担するという区別があつたこ

とが指摘されているし、<sup>(3)</sup>同様の状況は関東の村にもみられている。両者の役の違いをめぐる対立が、役負担の均一化を求める百姓によつて領主訴訟に及ぶほど深刻化していたことがうかがえよう。そして、両者の主張に対する領主（代官）の判決は、「名主之儀も前々ことく」「年寄役も如前々」と、年寄四人の主張を認めるものであった。その判断の裏には、いまだ不安定性を残す小百姓の経営にとつて、土豪の担う役割が必要との認識が領主側にあったと考えられる。実際に、このあと延宝の飢饉に際して綱子であった百姓に津本であった年寄が金銭的な融通を行つてゐる。年寄四人による融通・立替などを機能させるために、「年寄役」を百姓役とは別の負担として継続させ、土豪の特権を維持していくことを、領主側は選んだのである。

判決を受けた百姓側は、最初は納得せずに名主を年寄四人側に渡さないでいたところ、翌年には「御公儀様へ可被仰上」という状況になって、ようやく「名主給を浜塩鯛をも」百姓が負担し、年寄四人には「万事御公儀御用、村中六ヶ敷近郷出入りなどの雑用」の負担を求めるといふことで合意した。<sup>(4)</sup>しかし、どういふわけか、その合意の一ヶ月後には江戸訴訟となり、判決が言い渡されたようである。<sup>(5)</sup>しかも、近隣村の土豪を参考人として江戸に招致して下した判決は、名主を年寄四人の一年ずつの輪番とすること、「浜塩鯛」・「名主給」は名主番の者を除いた残る村中が負担することという、百姓側が要求していた負担の均一化の方向に一転したのである。しかし、より注目すべきは、これまで年寄四人のみが務めてきた「万事遺道之儀」という領主御用や外交費用を「我等共中間て可仕」と、百姓からも支出すると述べていることである。この判決に百姓側が合意したということは、彼らの闘争が、単に土豪の特権剥奪のみを目的としていたのではなく、自らの負担が増えることを覚悟した上での役負担の均一化運動であったことを

示していよう。百姓らの主張は、「平和」のなかで徐々に実現されていく百姓の「家」の相対的安定化という社会状況に下支えされたものであり、そうした状況において彼らの要求は土豪の存在の突き上げに向かうのである。こうした土豪・百姓間で激化する闘争のなかに、百姓の村政参加の実像が浮かび上がってくるというよう。なお、判決への合意文書には百姓による領主御用・外交費用負担は「余村なみ」に務めるとあり、他村の事例を参考に実現したことがわかる。このように、土豪と百姓との関係についても、村によって様々なバリエーションがあったことをふまえておく必要がある。

## 2 村方騒動の実像

従来、近世社会における村内の対立は、「村方騒動」という枠組みで研究が進められてきた。なかでも水本邦彦氏は、村方騒動を「初期村方騒動」と「前期村方騒動」に区分し、初期村方騒動は庄屋と惣百姓（年寄・小百姓）の対立で、年貢算用・割付け・扶持米等の横領をめぐる問題、前期村方騒動は庄屋・年寄と小百姓との対立で、庄屋・年寄の無役問題や人足負担の棟割等をめぐる問題であると定義した。そして、初期と前期の画期を寛永末・慶安期と措定し、この二段階の村方騒動を通じて近世的惣百姓参加型村落、すなわち幕藩体制の基盤である村請が成立するとの見通しを示した。こうした水本氏の議論の根底には、中世末期は村有力者など特定個人による個人請、文禄から寛永期は「年寄衆」のなかから選ばれた庄屋による庄屋請、寛永以降は庄屋・年寄衆による集団請と、年貢請負主体が変化するという考え方があつた。そのため、集団請への移行の要因が初期村方騒動であり、集団請の結果として発生するのが前期村方騒動であつたと主張するのである。つまり、土豪的存在を否定し、土豪を中核に運営される中世的村

落を改変することで、集団請による村請を中核に小百姓の村政参加を可能にした近世的村落が誕生するという理解である。

しかし、近世的村落の内実を土豪の否定による小百姓の村政参加と捉える水本氏の議論は、百姓の家の経営を阻害する土豪への対抗を時代の必然と捉える農民闘争論を基盤としているといわざるをえない。すなわち、慢性的飢饉状況における百姓の「家」の不安定性は基本的に加味されていないのである。しかも、近世初期の村内の対立は、その構図や内容も村によって様々であり、実際には時期によって明確に区分することは困難である。現に、前期村方騒動の案件であるという「村侍と百姓とやく儀」をめぐると対立は元和期から確認できるし、初期村方騒動の時期である慶長期にも庄屋・年寄と「脇百姓」(小百姓)との対立は存在する。さらに、初期も前期も同様に庄屋と年寄衆が「侍衆」として行動を共にしている事例もある。

これらの事例は、従来の村方騒動のシエーマでは捉えられない実態を示している。つまり、近世社会における村内の対立は、村によって多様な様相をみせるのである。村方騒動論は、年寄中という集団のなかから庄屋を設定し、一人に大きな権限を与えたことで、庄屋の恣意的支配が展開し、それに対する反発が二段階の闘争となって現出すると捉える議論であるが、村内の対立は幕藩体制下における庄屋という制度的身分の設定に起因するものばかりとは限らない。たしかに、庄屋の設定によって発生する場合もあったであろうが、それは村内の対立の様々なバリエーションのうちの一つであって、すべての要因を庄屋の設定に求めることはできない。実際に、百姓衆に「いわれざる儀申かけ」られた庄屋が代官に対し庄屋の役職を上表した事例は、村の年寄衆から選ばれた庄屋が必ずしも庄屋の役職にこだわっていなかったこと、さらにいえば特権を与えられて恣意的支配を行う志向性を必ずし

も持ち合わせていなかったことを示している。したがって、小百姓参加型村落への移行は、庄屋や年寄衆の恣意的支配に対する小百姓の反発によってではなく、別の観点から捉えていくべきであるといえよう。

では、慶長期から元禄期頃までみられる村方騒動は、いかに理解すべきか。まず押さえておかなければならないのは、慶長期から元禄期という時代が、戦争の凍結にともなう小百姓経営の安定化に向かう過渡期であったということである。戦国期においては、相模国三浦郡公郷佐竹方の百姓が未進によって改易されそうになったとき、その百姓が村で百姓として三〇年弱続いていたことを主張するほど、百姓の「家」の継続は難しい状況にあった。慢性的飢饉状況に加え、戦争が恒常化した社会のなかで、百姓の「家」の継承が稀であった状況から、列島「平和」の実現により、数代続く百姓の「家」の世代継承が可能になってきたことで、百姓に意識変革をもたらしたことは想像に難くない。そうしたなかで、百姓たちの生命を脅かす戦争や飢饉に際して土豪が果たしていた「助け」の場面が近世以降減少したことに対する不公平感が、村方騒動となって現出したと捉えられるのである。したがって、実態として村方騒動は、「侍」(身分(土豪))と百姓との対立関係として理解する方が妥当と考えるのである。

しかし一方で、列島「平和」の実現によっても、小農自立の満面開化に向かわなかったのが近世社会の実状としてある。例えば、飢饉の際の生き残りの方策として横行していた人身売買は、豊臣政権以来、戦場の封鎖と「平和」形成のために政策として禁止されるに至り、江戸幕府においては人身契約の年季を一〇年に制限していく方向に向かうが、一転して元禄十一年(一六九八)、その年季制限を撤廃していく。その背景には、一〇年季では幼少の子どもの買い手がつかないという状況があったためである。つまり、



百姓の「家」の相対的安定化が進みつつも、いまだ困窮から脱することのできない人びとも多く存在したのである。近世以降も、土豪的存在を必要とする社会は継続したために、村のなかでも土豪らに対して不均衡は正の突き上げを行いつつも、完全にその存在を否定することなく、村のなかに位置づけていく必要にせまられていくのである。土豪と百姓の社会的身分を再編し、百姓の「家」の不安定性への備えとして土豪の存在を村に定着化させていく。その結果として、近世的な村社会が成立すると考えられるのである。

### 三 「近世」的な「百姓—土豪」関係の形成

#### 1 村内身分の再確認と「古法」化

では、土豪・百姓間の対立を経て、かれらの村内での身分はどのように固定化され、定着化していったのか。近江国神崎郡種村では、元禄九年（一六九六）、侍成の「古法」を「村中一同」で確認した「定書」が作成されている。<sup>46</sup>この定書には、①種村では昔から名字を名乗る百姓を「侍方」と称して「文遣役」を務め、名字のない百姓は「仲間方」と称して「棒役」を務めてきたこと、②「侍方」は「当郷士大橋・辻村・大西此三家」であり、「仲間方」が「侍方へ入」る場合はこの三家から名字をもらい、「村中不殘同心」の上で「座入」すること、③「侍方」の養子については「足洗酒与申ひろめ之酒」をもって「侍方之家相統」すること、④庄屋を務める仲間方は、任期のうちは名字を名乗って「侍方」に入ること、⑤「座入者」は村中に対して「かろき料理」の「振舞料」によって「赤飯・酒三へん肴三種」出し、村中・地下へのふるまいを行うこと、などが定められている。

注目されることは、「侍方」・「仲間方」という村内身分が定着

し、それぞれが違う役を負担することに村中が同意していること、また「侍方」に入ることを「座入」と呼び、座入りが村中へのふるまいをともなった祭礼行事として位置づけられていることである。ここに、戦国期的な土豪・百姓関係が固定化された近世村社会の実態をみることができよう。しかし一方で、定書には「文遣・棒役右之通御座候得共、公儀御用繁節者、古法之わかちなく早速御用之相達候様可勤」とあり、「仲間方」が「侍方」の務めるべき役を果たす場合があることも織り込まれている。また、名主が「侍方」に相当すると定めていることも、戦国以来、庄屋を務めるのは土豪、という考えのもと、中世の村の社会的身分と、近世幕藩体制下の制度的身分との整合性をもたせるための配慮と受け取れる。このように、「侍方」・「仲間方」という村内身分の内実が、戦国以来の慣習をそのまま継承してきたわけではなく、近世的な改編を加えた上で、それを「人之平生可相嗜義理」である「古法」として創り上げたのである。

では、この「古法」はどのような過程を経て成立したのか。貞享三年（一六八五）、種村の忠左衛門が「四拾人余、小百姓をかたらひ企新組」て、村中を巻き込む大騒動に発展した。<sup>47</sup>小百姓新組企一件は、大庄屋のもとに上げられ、本来ならば、「御公儀様」によって忠左衛門は罪科に処されるべきところを、「侍分」である大橋氏が近隣村の百姓とともに託言をしたことで赦免されたという。結局は、この企ては鎮庄されたが、忠左衛門を中核としたこの騒動に、村内の多くの小百姓が賛同したということは、村内に「新組」を立ち上げることで自立化しようとする小百姓が集団として力をもちつつあったことを示している。しかし一方で、企てが鎮圧されたということは、それまでの村内の慣習を守ろうとする人びとも村のなかには存在していたことを裏付けている。このように、村のなかでは村内身分の慣習をめぐって百姓らが拮抗してい

た状況がうかがえるのである。また、元禄二年（一六八九）には、親の代に大橋氏から名字をもらって「侍分」になった百姓が、「貴様方へ対シ不届」があったとして名字を取り上げられたところ、その百姓が他所から名字をもらって「村之法度古法を破」つたとして騒動が起こっている。この二つの事件が起こった時、大橋氏は京都代官の小堀正憲に出仕していたため、村を留守にして在京中であった。そうした土豪の不在が、村秩序を不安定化させ、村中の「古法」を再確認させる契機になったと考えられる。

同様に、大和国吉野郡立岩村には、「年寄座」と「中座」「平座」という三つの座が存在し、「年寄座」は「江年寄」「中座」は「地下年寄」「平座」は小百姓という座の序列が定められていた。座の序列は祭祀における座次として視角化され、なかでも「年寄座」には「年寄入」という、村中からの振舞を受ける格別の儀式があったという。しかし、延宝七年（一六七九）には「年寄座」「中座」と「平座」との対立、翌年には「年寄座」と「中座」との対立が立て続けに発生した。そのため「年寄座」は、自らの村内身分の由緒や、「公事屋入」「名付之座」などの村内の儀礼のなかに、すでに座の序列が位置付いていることを主張し、今までの秩序を維持しようとしている。立岩村の事例においても、村内で土豪の存在が曖昧化・不安定化した近世初期から前期に、小百姓層との対立を経て、村内身分を「侍座」などの座的構造に再編し、それを「古法」として維持していかうとする動きが確認できる。

以上の事例から、村内身分をめぐる対立状況を解消する形で再編成された秩序が、新たな近世的な村社会の構造となって展開していく実状をうかがうことができよう。「侍方」への「座入」を村の祭祀として執り行うことで、視覚的に土豪と百姓との社会的身分を固定化しようとした元禄九年の種村の「古法」は、その後も「元禄九年之定書紙面」として引用され、侍成の方法として定着

化していくとともに、「文使・棒役」という役の違いも継承されていく。このように、およそ元禄期頃を境にして、新たに再編された身分秩序を内包した近世村社会が形成されてくると考えられよう。

## 2 元禄期以降の村社会と土豪の存在

では最後に、近世前期以降の村社会において、土豪の存在はどのように変わったのかについて見通しておきたい。村の有力者としての土豪の存在は、近世を通じて散見されている。もちろん、戦国期以来の土豪がそのまま続いたわけではなく、度重なる飢饉の発生や、それにもなう経済的な融通によって没落する土豪も大勢いた。しかし、そのたびに新たな土豪が成長し、村の再生産を支えていたことも事実として確認できる。一方で、近江国坂田郡箕浦村の井戸村氏のように、「三郎右衛門義往古より於当村御百姓相勤、御家御代々御百姓相続仕候所、此度ひしと潰<sup>⑤</sup>及、村中共氣之毒千万<sup>⑥</sup>奉存候」と、経営が悪化しつつも、戦国期以来の土豪が村の草分け百姓として村中に保護される存在としてあり続けていた。

村の百姓が、経済的に没落した土豪を守ろうとする背景には、土豪が経済的機能以外にも担っていた役割があったからと推測される。例えば、種村の大橋氏のように、村のもめごとの調停に關与するほか、商売などを通じた村への必要物資の移送、知識などの提供、大名家臣を含む対外的な人的関係などが想定できる。実際に、困窮しつつあった井戸村氏は、「私儀年々困窮仕身上潰<sup>⑦</sup>懸り申候処、御公儀様御憐愍<sup>⑧</sup>以御百姓相続仕、殊今度家伝名方保童円小児丸葉并五香湯売広、申候儀、御願奉申上候処、御慈悲<sup>⑨</sup>以御赦免<sup>⑩</sup>」とあるように、以前から小児葉や薬湯の知識を家として伝来していたことがうかがえる。このような土豪のもつ知識や人

的關係が、具体的に村にとってどのような利益をもたらしていたのかについては、今後詳細に検討していく必要があるが、近世前期以降の村社会にも、何らかの場面で土豪の諸機能が必要とされた状況は継続していたと捉えられる。そこに、時代によって村のなかでの位置づけや果たすべき役割を変えながらも、土豪的存在が村のなかに維持されてきた理由があるのであろう。

## おわりに

本稿では、土豪の軍事・外交機能の消失にともなって発生した村内の軋轢が、戦国期的な村内身分を「古法」として再確認させ、その固定化によって再編された近世的村社会が形成されることを指摘した。こうした変化をもたらした大きな要因は、戦争から「平和」への移行であり、しかも「平和」の長期化にともなう行政の整備が、土豪の機能低下をもたらす結果となっていた。したがって、中近世移行期の実像を捉えるとき、「平和」の実現と維持という観点は非常に重要であると考ええる。しかし、中近世移行期研究の主要な議論であった兵農分離論・村方騒動論・小農自立論などは、どれも共通して権力側の政策によって果たされると捉える議論が主流であり、社会状況の変化という視角からの追究はあまり行われていないのが現状である。

従来、兵農分離論とは豊臣政権の太閤検地や刀狩・身分法令・城下町集住策による武士・百姓身分の分離、村方騒動論とは幕藩権力による庄屋の設定がもたらす庄屋の恣意的支配に対する農民闘争、小農自立論とは太閤検地による土豪層の否定および小百姓の名請設定と高請所持意識による実質化と捉えられ、これらの政策によって身分の固定化と小百姓の村政参加による近世的村社会（村請）が確立し、それが中世とは異なる「近世的な現象」として

理解されてきたのである。たしかに、幕藩体制下において「近世的な現象」は確認できるが、問題はその形成過程を権力の指向と理解してきたことにある。では、本稿における検討を経て、これらの議論がとらえようとした「近世的な現象」を理解するためには、どのような視角や分析が必要となるのであろうか。最後にこの点を見通しておきたい。

まず、兵農分離論がとらえた武士と百姓との区別という「近世的な現象」については、戦争の停止によって村にかかってくる軍役が参勤交代への従軍以外はほとんどないなかで、武士と百姓との区別がより明確となる状況がもたらされた結果としての現象と理解できる。本稿でも明らかにしたように、戦国期などの戦時下においては百姓も武士化するが、戦争のない時代が到来すれば、彼らは百姓に戻るわけである。近世においても、在村被官や在村奉公人の存在が確認されるが、彼らは参勤交代という近世の特殊な政策により必要とされた軍役であり、その場面において武士化するものの、参勤交代が終われば百姓として生活する。つまり、武士と百姓との区別は、「平和」が長期化した近世において、戦時下の社会との違いとして浮かび上がってくる現象であったといえる。したがって今後は、近世における在村被官・在村奉公人の存在や百姓の武士化、および城下への仕官などの状況を、「平和」な近世社会の需要と供給事情として分析するとともに、それが村社会に与えた影響について追究していく必要があるだろう。

また、村方騒動論や小農自立論がとらえた小百姓の村政参加という「近世的な現象」については、慢性的飢饉状況の克服過程において、百姓の「家」の継承が比較的可能となった社会状況によってもたらされた現象と理解できる。長浜村大川氏の事例でみたように、百姓の「家」の安定化は百姓による村への金銭的支出の増加を可能にし、それが彼らの土豪に対する突き上げの動きを根幹

で支えていたのである。村に対して百姓が果たす役割が増えれば、それだけ発言権が増すことは容易に想像できる。これまで、百姓経営を阻害する土豪への運動として村方騒動を理解してきたが、百姓の「家」の不安定性が土豪の機能を必然化させていた戦国期から、百姓の「家」の安定化と金銭的負担の増加が可能となった近世社会のなかで、百姓の村政参加が果たされていくものと考えた方が妥当であろう。そうであるならば、今後は小百姓に至るまでの人びとの生存を保障する社会的な仕組みの整備の状況を、土豪の機能を含む村や地域社会の主體的な取り組み、および幕藩権力による取り組みとして追究する必要があるだろう。

以上のように、近世的村社会の本質を追究するためには、「平和」による社会の変化がもたらす現象として、中近世移行期研究の諸議論を再検討していく必要があるが、その際に土豪の存在について考えておかなければならないことがいくつかある。一つは、土豪の社会的身分と制度的身分との位相の問題である。近世以降の土豪の動向は、大きく三つに分類することができる。第一の類型①は、大名権力の家臣となつて在地を離脱する土豪である。彼らは、元は北条氏に被官化した村給人で、のちに松平秀康に従つて越前に移住した伊豆国君沢郡三津村の松下氏のように、大名の国替えとともに武士として移住した人びとである。なかには、「今度御国かえに付いて、其方はこうづきに御越候を百姓中とどめ申、前々より百姓助之ことに候」とあるように、村にとつて必要な人物として移住を慰留される土豪も存在したようであるが、たいていは被官化を通じて軍役負担を果たす過程で居住村との関係が希薄化したことで、大名家臣として生きる道を選択した者であった。また第二の類型②は、他国大名への仕官をしつつ、居住村を一族や被官に委託する土豪である。この類型の代表としては、箕浦村の井戸村氏や種村の大橋氏などがあげられよう。そして第三

の類型③は、百姓身分として村運営を主導し、庄屋・年寄などを務める土豪である。この類型の代表は、先にあげた長浜村の大川氏などである。これら三類型のうち、②・③の類型が軍役負担が減少した近世社会のなかで、その存在をめぐって問題化する人びとである。

このうち①は武士、②は百姓として制度的身分を分類できるが、問題は②のような、庄屋などの村役人を務めてはいないが在地に所在する存在の位置づけである。彼らは仕官していない場合、名請していれば「百姓」、名請地がなければ「牢人」・「郷土」・「帯刀御免」などと表記される。例えば、種村大橋氏は「牢人大橋伊左衛門」・「帯刀御免大橋伊左衛門」・「江州神崎郡種村郷土帯刀人大橋彦助」などと称されており、また箕浦村井戸村氏が「江州国中家来とも持申候者ハ大かた家来共の名請にて御座候、わたくし一人<sup>二</sup>かきり不申御事<sup>一</sup>にて御座候」と述べているように、名請地をもたない土豪も多く存在していた。

近世における「牢人」などの呼称は、一般百姓や庄屋・年寄を務める百姓とは一線を画する存在という自己認識および地域社会や権力側の認識の表れと捉えられる。これらの呼称は、土豪が居住する村を治める大名との関係を示す近世以降の身分表示であると考えられるが、いったいいつから使われるようになったのか、またこれらの呼称によつて表現される近世の武士身分の特徴とはいったい何なのか、という点は今後追究していくべき課題となるであろう。また、戦国期ではありえない他国の大名に仕官する土豪の動向はいったい何を意味しているのか、という点も問題となる。もし彼らの他国仕官が村への役免除など、村にとつて何らかの利益をもたらすものであれば土豪論の課題として、また村にとつての意味がないものであれば土豪の「家」の問題であるため、近世身分制の課題として検討していくべきであろう。近世におけ

江栗太郡志』第貳。

- (18) 深谷幸治『戦国織豊期の在地支配と村落』(校倉書房、二〇〇三年)、拙稿前掲註(12)著書。

- (19) 寛文一年閏八月二十八日小田原村仁兵衛等連署返答書(「小田原区有文書」、『近江栗太郡志』第貳)。

- (20) 寛永六年十月二十六日松平直政奉行入連署判物写(「平井源左衛門家文書」、『福井県史』資料編7中近世五)。

- (21) 天正十八年十一月二日中金百姓誓文状写(「竹下家文書」、『愛知県史』資料編13織豊3)。

- (22) (永祿六年)七月二十八日横地吉信判物(「土方文書」、『戦国遺文』後北条氏編)。

- (23) 黒田基樹『戦国期領域権力と地域社会』(岩田書院、二〇〇九年)。

- (24) 延宝三年四月二十九日中嶋両以記文(「川出文書」、『岐阜県史』資料編近世一)。

- (25) 寛文七年閏二月十八日甲賀古志連署訴状写(「宮島英夫家文書」、『宮島英夫家文書調査報告書』)。以下、「宮島英夫家文書」については同書による。

- (26) 慶安二年二月十九日山畑・奉公人人数二付赤谷村返答書写(「平井源左衛門家文書」、『福井県史』資料編7中近世五)。

- (27) (年未詳)十一月二十七日神保忠利書状写(「宮島英夫家文書」)。

- (28) 小林一岳「村落領主論再考」(遠藤ゆり子・田村憲美・蔵持重裕編『再考 中世莊園制』所収、岩田書院、二〇〇七年)。

- (29) 元和六年十一月十七日大西重兵衛等連署誓文状(「里内文庫文書」、『近江栗太郡志』第貳)。

- (30) 前掲註(19)史料。
- (31) 慶安二年十月十五日長浜村惣百姓訴状写(「大川家文書」、『日本常民文化資料叢書』第十五卷)。以下、「大川家文書」については同書による。

- (32) 慶安二年十月十八日長浜村年寄衆返答書写(「大川家文書」)。

- (33) 深谷幸治「中近世移行期近江村落の役負担と階層」(『帝京史学』二三号、二〇〇八年)。

- (34) 慶安三年十一月十四日長浜村善右衛門・七右衛門連署訴状写(「大川家文書」)。

- (35) 拙稿前掲註(3)著書。

- (36) 慶安三年十一月二日長浜村年寄衆訴状写(「大川家文書」)。

- (37) 慶安三年十一月十六日長浜村善右衛門・七右衛門連署名主番落着請書写、慶安三年十一月十六日長浜村名主・年寄衆連署名主番落着請書写(「大川家文書」)。

- (38) 慶安三年十二月八日長浜村善右衛門・七右衛門連署名主給取極証書写、慶安三年十二月八日長浜村年寄衆連署名主給取極証書写(「大川家文書」)。

- (39) この相論のすぐあとの承応二年(一六五三)には、長浜村の網子(一般百姓)らは、立網漁以外に新規漁業を興して津本と対立するなど、自力による経営維持が可能となりつつあったことがうかがえる。しかし一方で、その後寛文八年(一六六八)には津本を通じて代官から拝借金を借用するなど、飢饉時に際してははまだ網子の経営は不安定なものであった。安定・不安定を繰り返しながら、元禄期以降には代々続く百姓の「家」の確立と相対的安定化が実現されていくと考えている。

- (40) 前掲註(29)史料。

- (41) 慶長十三年一月二十三日在所年貢米算用等出入二付年寄衆申合せ起請文(「葉間家文書」、『高槻市史』第四卷(二)史料編III)。

- (42) 前掲註(14)・(29)史料。

- (43) 慶長二十年正月十七日天川村彦十郎起請文(「森田家文書」、『高槻市史』第四卷(二)史料編III)。

- (44) 黒田基樹『戦国大名 政策・統治・戦争』(平凡社新書、二〇一四年)。
- (45) 拙稿「富者の庇護下で生きる人びと—元禄十二(一六九九)年、野中組十八ヶ村の請文から—」(「福井大学附属図書館報 図書館 forum」)

る土豪の制度的組織化については、これまでも郷土制度として検討されているが、郷土制度は居村大名との関係の近世的現象である。他国仕官の問題については、さらなる事例の検証が求められるものと考えている。

さらに、土豪の存在の地域性についてもふまえておく必要があるだろう。本稿でも検討した「侍」は、実は近江国に特徴的な呼称であり、関東などの他地域ではあまりみられない。大和国の「郷年寄」などを含め、②のような土豪は畿内近国により多くみられるという地域性もうかがえる。これは戦国期以来の状況、すなわち領国制の形成・展開過程に由来すると推測される。具体的には、関東やその周縁地域では、強大な戦国大名の領国化が早くから展開し、「平和」領域が一定の広がりをもつて浸透したことにより、土豪の分化が促進されたと考えられるのである。長浜村の大川氏が、戦国大名北条氏への仕官を止めた事態も、居村が「平和」領域化したことのあらわれである。一方で畿内近国は、中小戦国大名が戦国末期まで割拠した地域であり、戦国の動乱が長く続いたことで、「郷土」的存在が温存されることになった。そして、戦争の日常化によって、土豪と在地とのあいだに生じた一定度の距離が、戦争停止後の土豪の他国仕官と特権維持のための侍衆の結集という事態を招来したのではないだろうか。いずれにせよ、今後は中世末期から近世前期までのスパンで、土豪の地域社会における存在の実態を追究していく必要性があるだろう。すべて今後の課題としたい。

# 【註】

(1) ここでの「侍」身分論は、湯浅治久『中世後期の地域と在地領主』（吉川弘文館、二〇〇二年）における議論を想定している。

(2) 黒田基樹『中近世移行期の大名権力と村落』（校倉書房、二〇〇三年）。

(3) 拙稿『中近世移行期における村の生存と土豪』（校倉書房、二〇〇九年）。

(4) 水本邦彦『近世の村社会と国家』（東京大学出版会、一九八七年）、渡辺尚志『近世の村落と地域社会』（塙書房、二〇〇七年）。なお、以下水本氏の議論は同書による。

(5) 神谷智『近世における百姓の土地所有―中世―近代への展開』（校倉書房、二〇〇〇年）、木越隆三『織豊期検地と石高の研究』（桂書房、二〇〇〇年）。

(6) 大塚英二『日本近世村落金融史の研究』（校倉書房、一九九六年）。

(7) 例えば、中世から近世への移行を「死から再生へ」と捉えた水本邦彦氏と、自立的村落の形成を中世後期と捉えた藤木久志氏との見解の違いは、村請および村の構造に対する認識の違いに由来すると考えられる。

(8) 藤木久志『戦国の作法』（平凡社、一九八七年）。

(9) 神田千里「天正十九年作職書上」に関する一考察（大野瑞男編『史料が語る日本の近世』所収、吉川弘文館、二〇〇二年）、拙稿前掲註（3）著書。

(10) 稲葉継陽『戦国時代の荘園制と村落』（校倉書房、一九九八年）。

(11) 池上裕子『戦国時代社会構造の研究』（校倉書房、一九九九年）、湯浅前掲註（1）著書。

(12) 拙稿『戦国期の地域権力と惣国一揆』（岩田書院、二〇一六年）。

(13) 稲葉継陽『日本近世社会形成史論』（校倉書房、二〇〇九年）。

(14) 貞享一年六月十二日庄屋侍分・百姓方出入二付扱状（中野家文書、西村幸信『中世・近世の村と地域社会』所収、思文閣出版、二〇〇七年）。

(15) （年月日未詳）村方人夫家役赦免・付願書上書・附赦免状写（『歴代古書年譜 勇』、井戸村文書研究会編『歴代古書年譜』所収、二〇一三年）。

以下、「歴代古書年譜」については同書による。

(16) 原田敏丸『近世村落の経済と社会』（山川出版社、一九八三年）。

(17) 貞享元年四月二十一日膳所藩奉行入連署定書写（『芝原共有文書』、『近

一三三号、二〇一六。

(46) 元禄九年三月十三日侍成につき古法改め簡条定書〔大橋彦祐家文書〕、

『東近江市史能登川の歴史』第四巻資料・民俗編。

(47) 貞享三年三月種村忠左衛門等連署託状〔大橋彦祐家文書〕、滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。なお、種村の事例および大橋家については、母利三和〔近江国神崎郡種村「郷土」大橋家の身分と地域社会〕〔滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要〕四五号、二〇一二年に詳しい。

(48) 元禄二年十月二十八日種村次郎右衛門等謝り証文〔大橋彦祐家文書〕。

(49) 延宝八年二月立岩村年寄訴願書扣〔森家文書〕、『大和下市史』編。以下、「森家文書」は同書による。

(50) 延宝七年十二月二十五日立岩村地下年寄訴願書扣〔森家文書〕。

(51) 前掲註(48)史料。

(52) 延宝八年二月立岩村式法書〔森家文書〕。

(53) 享保十二年三月二十日惣兵衛侍成免許二付村中振舞方覚〔大橋彦祐家文書〕。

(54) (年未詳)二月村中足役順番勤方二付定書〔大橋彦祐家文書〕。

(55) 享保八年十一月三郎右衛門年貢未進二付願書写〔歴代古書年譜仁〕。

(56) 宝永五年二月二十三日長兵衛不作法二付一札写〔歴代古書年譜仁〕および前掲註(45)史料。

(57) 享保十六年五月三郎右衛門百姓相続ケタキ儀二付願書写〔歴代古書年譜仁〕。

(58) 黒田基樹「中近世移行期研究の到達点と教科書記述」〔『東京の歴史教育』四一号、二〇二二年〕。

(59) 黒田基樹前掲註(23)著書。

(60) 前掲註(21)史料。

(61) いずれも「大橋彦祐家文書」(滋賀大学経済学部附属史料館所蔵)。

(62) (年月日未詳)井戸村喜吉言上書写〔歴代古書年譜勇〕。

(63) 藤田達生『日本中・近世移行期の地域構造』(校倉書房、二〇〇〇年)、吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』(校倉書房、二〇〇〇年)。